

大東市全世代地域市民会議基本方針(修正案)

平成 年 月 日

(趣旨)

第1条 この基本方針は、大東市自治基本条例の趣旨に基づき、市民が地域で事業を実施するなどして主体的にまちづくりに参画し、大東市における住民自治の推進を図るため、概ね中学校区~~(以下「校区」という。)~~を単位として、市民が集まり、まちづくりの課題について議論し、交流するために設立される全世代地域市民会議（以下「市民会議」という。）の基本方針を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民

~~その地域市内~~に居住する者、~~校区内市内~~で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者及び~~その地域で~~活動する各種団体をいう。

(2) 市民会議

~~校区内の概ね中学校区~~（以下「校区」という。）内の市民で構成され、自律的な運営が継続して行われる1校区を単位としたひとつ限りの組織をいう。

(基本理念)

第3条 市民会議の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 校区のまちづくりを進めるに当たっては、市民会議及び市が対等の立場で互いの役割を理解し、協働して行うこと。
- (2) 多くの市民がまちづくりに主体的に参画する組織であること
- (3) ~~地域市民会議~~と学校とが連携し子どもたちの教育環境の向上を図ること

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、市民会議の自主性及び自立性を尊重するとともに、その運営を支援するための必要な施策を講じるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、校区におけるまちづくりへの関心を高めるとともに、積極的にこれに参画するものとする。

(市民会議の役割)

第6条 市民会議は、校区内のすべての市民に開かれたものとし、校区におけるまちづくりに関する議論と合意に基づき、継続したまちづくりの推進のための事業を行うものとする。

2 市民会議は、さまざまな機会や媒体を通して市民会議の活動を市民に周知し、理解者、参画者を拡大し多くの意見等を集約するよう努めるものとする。

(市民会議の要件)

第7条 市民会議は、次に掲げる要件すべてを満たす組織とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他市民会議を民主的に運営するために必要な事項が、規約等に定められていること。
- (2) 市民会議の代表者及び役員は、その構成員の意思に基づいて選出されていること。

(代表者の届出)

第8条 市民会議を設立し、その代表者を選出したときは、大東市全世代地域市民会議代表者届(様式1号)を市長に提出するものとする。その届け出た事項を変更したときも同様とする。

2 市長は、前項の大東市全世代地域市民会議代表者届の提出があったときは、大東市全世代地域市民会議代表者届受理証(様式第2号)を交付するものとする。

~~-(地域計画)-(まちづくりプラン)~~

第9条 市民会議は、校区のまちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、**地域校区**ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史、文化等の地域資源を活用し、**地域校区**の課題を解決するための理念、基本方針及び**地域校区**の将来像をとりまとめた事業計画(以下「**地域計画まちづくりプラン**」という。)の策定に努めるものとする。

(市民会議の事業)

第10条 市民会議は、**地域計画まちづくりプラン**等に基づき、校区のまちづくりの推進のための次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 安全・安心な地域づくりを推進するための事業

- (2) 保健、医療または福祉を通して地域づくりを推進する事業
- (3) 郷土愛の醸成を目的とした事業
- (4) 地域の伝統文化または郷土芸能を通して地域づくりを推進する事業
- (5) 地域の生活環境の改善、景観づくりまたは自然環境保全を図る事業
- (6) 子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する事業
- (7) 地域の特性を生かした産業振興のための事業
- (8) 地域コミュニティの育成に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業

(市民会議への支援)

第11条 市は、地域活動としての前条に規定する事業が円滑に進むよう、その運営を支援するため次の施策を講じるものとする。

- (1) 情報の提供、助言、財政的な支援
- (2) 地域に精通した職員の育成及びその配置
- (3) その他必要な支援

(活動の制限)

第12条 市民会議は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、または信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対する活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対する活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める活動

~~（市民会議の法人化）~~

~~第13条 市民会議は、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立するため、法人化するよう努めるものとする。~~

~~（事業の評価）~~

~~第14条 市民会議は、効果的で効率的な組織運営および地域計画等に基づく事業の進行管理を行うため、校区内の市民から意見等を集めるなどして事業の評価を実施し、その結果を地域計画等および事業の見直しに反映させるよう努めるものとする。~~

~~（情報の公開と個人情報の保護）~~

~~第15条 市民会議は、その事業に関する透明性を確保し説明責任が果たせるよう、その保有する情報を積極的に公開するとともに、個人情報の保護に努めなければならない。~~

様式第1号（第8条関係）

大東市全世代地域市民会議代表者届

年 月 日

（あて先）大東市長

大東市全世代地域市民会議基本方針（第8条第1項）の規定により、
下記の全世代地域市民会議代表者を届け出ます。

記

全世代地域市民会議 の名称	
代表者の役職	
代表者の氏名（ふりがな）	
代表者の住所	
連絡先	自宅電話番号
	緊急連絡先
	F A X
	E - m a i l
就任年月日	年 月 日就任
任期	年 月 日まで
選任方法	年 月 日開催の総会で選任

- ※添付書類 （1）規約等
（2）その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

大東市全世代地域市民会議代表者届受理証

年 月 日

様

大東市長



年 月 日付けで届出のありました
の代表者につきましては、大東市全世代地域市民会議基本方針（第8条第1項）
に規定する全世代地域市民会議の代表者として届出を受理しましたので通知し
ます。